

## 事業の種別等の掲示について

貨物利用運送事業法第9条及び同法施行規則第13条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

1. 事業の種別  
第一種貨物利用運送事業
2. 利用運送に係る運送機関の種類  
貨物自動車運送
3. 運賃及び料金  
消費者を対象としないため省略
4. 利用運送の区域又は区間  
【貨物自動車運送】全国発着貨物
5. 業務の範囲  
【貨物自動車運送】一般事業

以 上